

神戶博士  
還曆祝賀

記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和十二年五月一日發行

經  
濟  
論  
叢

第四十四卷 第五號

(通卷第二百六十三號。禁轉載)

奉  
呈

神戶正雄先生

執筆者一同

目次

滿洲移民の特異性と掃匪問題	法學博士	山本美越乃	一
農家の負債と負擔能力	法學博士	河田 嗣郎	二〇
現代社會學に於けるパレット社會學の地位	文學博士	米田庄太郎	三三
幕末の商稅論	經濟學博士	木庄榮治郎	三五
實際政策と政策原則	經濟學博士	作田 莊一	六六
『維新の詔』に於ける變革の國是	經濟學博士	石川 興二	九六
シュレーデルの王室金庫論	經濟學士	小山田小七	九七
アダム・スミスに於ける自由主義社會の理念的構造に就いて	經濟學士	中川與之助	一〇三
工場内勞働者教育事業の目的	經濟學士	大塚 一朗	一〇九
アフタリヨンの貨幣心理說に就いて	經濟學士	松岡 孝兒	一二六
明治初年の官營産業に就いて	經濟學士	堀江 保藏	一四六
財政學の基本問題	經濟學士	大谷 政敬	一五三
取引所實物化論と短期清算取引の應用に就いて	經濟學士	今西庄次郎	一五九
貨幣の中立性に關する一考察	經濟學士	中 谷 實	一七八
リストの國民生産力說	經濟學士	白杉庄一郎	一三三
財政學と經濟政策論との交流	經濟學士	島 恭彦	一五〇

生産の構造と貿易	経済學士	松井	清	二六
租税の農業に及ぼす影響	經濟學士	山岡	亮一	二八
再保険と共同保険との接近	經濟學士	佐波	宣平	三〇
耕地管理組合に就いて	經濟學博士	八木芳之助		三二
熊澤蕃山研究序説	經濟學博士	黒正	巖	三六
水産經濟學と其の課題	經濟學博士	蜷川	虎三	三五
輸入制限と國內物價との關係	經濟學博士	谷口	吉彦	三五
昭和の税制改革	經濟學博士	汐見	三郎	三五
自然利子論	文學博士	高田	保馬	三七
財政學者の鐵道經濟に關する研究論著に就いて	商學士	武藤	長藏	四〇
現段階に於ける租税體系	經濟學博士	土方	成美	四七
支那南北辨	法學博士	財部	靜治	四九
赤字公債の消化	經濟學博士	小島昌太郎		五二

# 昭和の税制改革

沙 見 三 郎

## 第一序 言

税制改革は世界大戦以後の我國財政に課せられたる最も重要な宿題であつて、おそくとも大正年間には解決せられてゐるべきであつた。税制改革の必要は誰れしも之を痛感してゐるのであるが、利害關係者の抵抗があまりに強きために一時凌ぎの改正で問題を後年にのばしてゐたのである。昭和時代に入り我國の税制はあまりにも時代に適當しないのを見せつけられ税制改革の必要にせまられたのであるが、井上大藏大臣と藤井大藏大臣とが之を企て、果さず、馬場大藏大臣は殆んどその改革に成功するかと思はれたが廣田内閣の辭職と共に退き、結城大藏大臣はとりあへず一時的の改革を行ひ完成を明年度に約束してゐる有様である。昭和の税制改革こそ實際政策上重要なものみならず、日本財政學を研究するに當り看過すべからざる題目である。

以下二・二六事件以前即ち高橋財政末期に於ける税制改革論をのべ、次に二・二六事件直後の馬場財政に於ける税制改革案を説明し、更に之を結城財政の税制改革と比較し、最後に明年度行はるべき根本的税制改革に關し、筆者の意見を明らかにしたいのである。

## 第二 税制改革の公式論

税制改革は二・二六事件以後の庶政一新の思想により始めて出現したものでない事は前述の如くである。近くは岡田内閣の高橋財政時代に於て、内閣審議會も内閣調査局も大藏省も内務省も税制改革の必要を痛感し特に之が研究を進めてゐたのであつて、殘されたる問題は幾何の増收を如何なる租税に求め而して如何なる順序を踏んで増税計畫を實現すべきやにある。筆者は高橋財政の末期、即ち昭和十一年一月に税制整理私案として次の如き公式論をまとめたのである。今日にして見れば多少の修正すべき點を認めるが原則としては依然として同一意見を持してゐる。

### 第一編 税制整理の方針

税制整理には増收を目標とするもの、収入に變動を生ぜざるも負擔の公平を計るもの、國民負擔の輕減を計るものの各種の場合を考へる事が出来るが、我國の税制整理は當面の問額として増收を目標とせねばならぬ。我國の租税制度の基礎は世界大戰前に築かれ、世界大戰後、根本的に整理すべき筈の所を、其の機會を失したるが故に、今回の税制整理は根本的のものでなければならぬ。然し根本的整理は相當期間の準備を必要とするが故に、根本的整理か然らずんば現狀維持かなる口實のもとに之を延期する事なく、一口も早く整理に着手せねばならぬ。

一、増收を基調としたる税制整理たる事を要す。

我國の國家財政は「最近十年間歳入歳出豫算概計表」なるものを發表し、一年單位の豫算の他に將來十年に亙る財政計畫を發表してゐたのである。然るに昭和七年以來赤字公債中心の財政となりたるが爲めに、前途の見透しつかず、將來十年の財政計畫は之を斷念する事となり、僅かに毎一年の豫算を發表するに止める事となつた。こ

に財政計畫が確立せられず、我國の財政は其の日暮しとなつたのである。

試みに昭和十年度總豫算を見るに、經常收入は十三億三千五百萬圓に上り、經常費十三億千萬圓を僅かながらも突破し健全財政の外觀を呈してゐる。然し經常費に當然屬すべくして臨時費に屬してゐるものとして滿洲事件費其他軍事費あり、更に昭和十一年度豫算の新しき産物としては臨時町村財政補助金が存してゐる。故に實質的に見れば、經常收入は經常費に對し少くとも三億圓不足してゐる次第である。

此等經常費と經常收入とを比較する。經常費に實質上屬すべき滿洲事件費は陸軍大臣の言明によれば、増しこそすれ減じないのである。臨時町村財政補助金も同様に増す見込はあるが、減する見込は立たない。勿論、經常收入には多少の自然増収を見込み得るも、經常不足に比すれば問題とならない。

茲に國家財政、地方財政の前途を考ふる時には、經常費を減するか、經常收入を増すかの何れかの方策に出なければならぬ、實際問題としては最低限三億圓の増税を必要とす。更に公債消化力が問題となり、公債漸減方針を採らねばならぬとせば、最低限四億圓の増税を必要とす。又最悪の場合に處して戦費を支辨せんとせば、最低限五億圓の増税を必要とす。之れ増収を基調としたる税制整理を必要とする所以である。

二、理想としては、根本的税制整理を必要とす。

世界大戰を轉機として我國の經濟情勢・社會情勢は飛躍的發展を遂げ、従つて我が租税制度も之れに伴ひ、根本的整理を必要としたのである。然るに應念的整理が再三行はれたるに拘らず、根本的整理は遂に實現を見ず、不完全なる税制を以て今日に及んでゐる。然らば如何なる方面に根本的整理の目標を置くべきか。

第一に、我國富及國民所得は、不動産中心時代より動産中心時代に移りつゝあり、然るに我國の收得税並に流通税は、主として不動産を中心として組立てられ、動産の所有収益流通に對しては、極めて幼稚なる税法を定むるに過ぎない。従つて、動産に從來よりも重く課税し、以て動産の課税と不動産の課税との間に權衡を保たしむる必要がある。

第二に、我國最初の税制は個人中心の税制であつて、法人に關しては之を以て個人の集合と考ふる程度に止まり、殆んど立法が行はれなかつたのである。然るに、時代の進歩と共に近代企業形態たる法人が發達し、加ふるに、合法的脱税手段として法人組織が利用せられる場合も生じた。翻つて税法を見るに、數回の整理あるにも拘らず、依然たる個人中心の税制であつて、個人組織をとる中産階級が徒らに重く課税せられてゐるのである。一方には、擔税力強き法人に相當の課税をなすと共に、他方には中産階級の重壓を除く爲めに、個人中心の税制と共に法人中心の税制を考究する必要がある。

第三に、彈力ある財源を必要とする。一朝有事の財政を保障する爲めには、平時より彈力ある財源を涵養せねばならぬ。この目的を達する爲めには、從來の租税は何れも不充分たるを免れず、茲に財産税の如き、取引税の如き、或は專賣課税の如きものを平時より準備して置く必要がある。

第四に、國家財政と共に地方財政の方面をも考慮して税制改革を行はねばならぬ。思ふに、我國の地方制度は封建時代の延長として打ち建てられ、交通機關發達し國家が一つの經濟單位となつてゐる今日に於ては適合しなくなつてゐる。茲に地方附加税に著しき不均衡が生ずると共に、地方獨立税が亂雜に流れ、地方財政調整交付金

を要望する聲高く、實質上に於て地方團體は獨立財政主義を棄ててゐるのである。之が對策として、現代の社會經濟情勢に即した様に地方團體の地域を整理する事が唱へられてゐるが、實現不可能なりと云ふも過言でない。故に、地方團體を現實の姿の儘に承認しつゝ、しかも地方財政の行詰りを打開する爲めには、地方税の大部分を國家が賦課徴收すると共に廣範圍の交付金を地方に與ふる必要がある。茲に、地方財政・國家財政通じての税制改革の問題が起る。尙、國税と地方税との割合を見るに、ベルギーに於て八五・三四對一四・六六（一九二七年）、フランスに於て八六・三七對一三・六三（一九二八年）、イギリスに於て七七・一九對二二・八一（一九二八—二九年）、イタリアに於て八二・七八對一七・二二（一九二五—二六年）の數字を示してゐる。

以上四項にわたり述べたるが如く、我國の租税制度は根本的整理を必要とする。現今中間景氣の爲めに、人心が平らかなるが如きも、一度非常時勃發の際には税制の不備が曝露せられ、人心を動搖せしむるやもはかられず今日の機會を利用して根本的税制整理を行はねばならぬ。

三、根本的整理が行はれない迄も、理想案に近づく爲め過渡的施設を實現すべし。

世間に往々曰く、「非常時の増税に堪えしむる爲めに、當分の間は増税を見合し、擔税力を涵養すべし」と、又曰く、「何れ根本的税制整理を行はねばならないから、増税は將來に譲り、其時までは寧ろ膏藥ばりの増税を行はない方がよい」と。此等の論は結局の所は税制整理を行はざる事に歸着する。蓋し、増收を伴ふ税制整理を根本的に行ふ以上は、國民は新制度になれる爲めに多少の期間の訓練を必要とするのである。若し急激に増税を行はば、財界は之に對する對抗力を缺き、其の時こそ大なる衝擊をうける事となる。根本的税制整理を行ふ必要が認

められ、其の大綱が定まつた以上は、たとへ細目について議論が分れても一日も早く過渡的施設として、一部の税制整理又は中間的税制整理につく必要がある。尙、租税負擔が國民所得に占むる割合を見るに、我國に於ては他國に比較して低き事は次の表の示す所である。

租税及社會負擔が國民所得に占むる割合(%)		英國	米國	日本
獨逸	(昭和五年)	二七・三五		
佛蘭西	(同)	二二・七〇		
		英國	米國	日本
		(昭和五年)	(昭和四年)	(昭和五年)
		二三・五三	一一・二六	一五・四〇

茲に中央財政・地方財政に通ずる税制整理として、三つの場合を考へる事が出来る。第一案は根本的整理、第二案は中間的整理、第三案は部分的整理である。第一案が終局の目的であるが、完成までには長き期間を要するが故に、過渡的施設としては、第二案及び第三案を採用する必要がある。以下、最も實行の容易なる第三案の説明より初め、第二案、第一案にうつる。尙、第一案については「獨逸財産税法及びライヒ評價法」と「獨逸取引税法」とを参考に供すべきである。

## 第二編 一部の税制整理

第三案は現行の租税制度を其の儘に据え置き、一部の整理を行はんとするものなるが故に、實行の最も容易なるものである。我國の國税制度を所得税系統と流通税系統と消費税系統とに分ち、更に地方税系統を加へて説明を試みる。

### 第一章 所得税系統

#### 第一 所得税の改正項目

一、第一種所得 (イ)普通所得の税率を引上げ軽度の累進を適用する事、而して第一種所得を充分伸張せしむる事。(ロ)同族會社の立法、其他法人に關する立法を考へ直す事。

二、第二種所得 (イ)金錢信託が合法的脱税の手段に供せられてゐるのを防ぐ事。(ロ)第二種所得を狭める事。

三、第三種所得 (イ)公債・社債・銀行預金利子等を第三種所得として綜合課税する事。(ロ)株式配當の全額より利子を控除したる殘額に課税する事。(ハ)營利に屬せざる一時の所得を別個に綜合課税する事。(ニ)免稅點を引下ぐると共に「各種の控除をなしたる爲めに免稅點未滿となりたるもの」に對しても課税す。(ホ)各種の控除規定を簡易化すると共に税率を引上ぐべし。

四、國債利子に課税すると共に公益法人、産業組合等の中間法人に課税すべし。

## 第二 収益税の改正項目

一、營業收益税 (イ)營業收益税より特別所得稅的性質を多少除く事。(ロ)百貨店に對して考慮する事。(ハ)法人の漁業に課税する事。

二、資本利子税 (イ)税率を引上ぐる事。(ロ)税法施行地外に支拂地ある外貨公・社債に課税する事。

## 第三 相續税の改正項目

(イ)無記名證券・銀行預金・信託財産等が殆んど脱税してゐるのを捕捉する事。(ロ)課税財産を擴充する事。

(ハ)財産評價に當り處分價格の思想を採入れ不動産を輕課する事。(ニ)年賦延納額に對し利子を徴收する事。

(ホ)相續税と登録税との關係を考へる事。

## 第二章 流通税系統

一、取引所税 (イ) 實物取引及び國債證券の取引に課税する事。(ロ) 場外取引を遁脱行爲とし税法中に緩和したる罰則を設くる事。

二、登録税 (イ) 登録税と相續税との關係を考へ直す事。(ロ) 登録税中所有權の移轉、抵當權の取得については稅務署に於て徵收する事。

## 第三章 消費税系統

一、酒税 (イ) 酒造税の庫出課税を認める事。(ロ) 麥酒税の稅率を三十五圓に引上ぐる事。(ハ) 現行稅率中酒精度數を改正する事。

二、砂糖消費税 (イ) 課税標準を糖度を加味したる製品課税とする事。(ロ) 水飴・サツカリンに課税する事。

三、織物消費税 (イ) 稅率を引上ぐる事。(ロ) メリヤス・フェルトに課税する事。

四、煙草專賣(煙草の値上を適當にする事)

## 第四章 地方税系統

(イ) 地方税中、戸數割、家屋税、雜種税を整理する事。(ロ) 國稅附加税を廢止し、同額の租税を國に於て徵收し、其の稅額より徵收に要する費用を控除したる殘額を地方に交付する事。(ハ) 國稅附加税以外に、現行地方稅中主なる種目に付之を國に於て徵收したる上で地方に交付する事。

## 第五章 稅務行政

税務官吏の向上をはかると共に、徴税技術を改良する事、特に直接税徴收については申告を重んずる事とし、官民相互間の紛糾を避くる事。

### 第三編 中間的税制整理

第二案の中間的税制整理は、第三案の一部的税制整理より一步を進めたるものである。多少の新税を加へたるも、中央財政と地方財政との關係に於ては現状維持を原則としたものである。第三案と重複する部分は之を省略する事とした。

#### 第一章 收得税系統

第一 所得税の改正項目(前述の第三案と同じ)。

第二 収益税の改正項目(前述の第三案と同じ)。

第三 相續税の改正項目(前述の第三案と同じ、但し税率を引上ぐる事)。

#### 第二章 流通税系統

前述の第三案と同じ、但し有價證券移轉税を設けて取引所外の有價證券取引にも課税し、以て流通税系統に進出する事。

#### 第三章 消費税系統

前述の第三案と同じ。

#### 第四章 地方税系統

前述の第三案と同じ。但し家屋税を國税に移管し、其の收入金額を基金に組み入れ、基金中より地方財政調整交付金を地方に交付す。

#### 第四編 根本的税制整理

第一案の根本的税制整理は、第二案第三案と異り、中央財政と地方財政とを根本的に立て直さんとするものである。少くとも課税権の範圍に於ては、地方團體活躍の餘地を縮小し國家行政の範圍を擴大せんとするものである。即ち主たる税源は國家が取り上げ、其の中より収益税（地租、家屋税、營業収益税、資本利子税）を地方財政調整基金に組入れるのである。地方團體には比較的僅少なる人税物税を留保し、その不足分はこの地方財政調整基金より仰ぐのである。國家は収益税の財源を地方に交付する代りに、財産税と取引税とを新設する事となる。財産税と取引税とは我國に於ては初めての租税なるが故に、之が立法は極めて慎重たるべく、其の税率の如きは出来るだけ低き事を必要とす。従つて此の兩税は平時は少額の收入に止まるも、非常時に際し伸張力を持つ事に特色を有してゐる。

#### 第一章 收得税系統

##### 第一 所得税の改正項目

第三案と同じ。

##### 第二 収益税の改正項目

家屋税を國税に加へ、以て収益税を完備すると共に、収益税の收入は凡て地方財政調整基金に組み入れ、地方

に交付して地方財政の調整にあてる。

### 第三 財産税の改正項目

動的財産税たる相續税の外に、靜的財産税たる財産税を新設すべし。財産税の稅率は極めて輕率の比例稅たるべく、實質的財産税たるべからず、又財産の評價には處分價格を原則とすべし。財産税の納稅義務者は個人と法人との兩方面にわたるべく、兩者の關係につきましては更に考慮を必要とす。

### 第二章 流通稅系統

取引税を新設すると共に、印紙税と登録税とに根本的改正を加へ以て流通稅系統を完備すべし。取引税は輕率の比例稅たると共に、消費稅の如く轉嫁する事なき様にする必要がある。又流通稅を課せられたる物件に對しては、たとへそれが價格流通稅たると財産流通稅たるとを問はず、取引税を免すべく二重課稅となる事を避くべし。

### 第三章 消費稅系統

砂糖專賣と酒專賣とを考察すべし。酒專賣を始める際には、臺灣の酒專賣の長短に顧み、適當の方策を講ずる必要がある。民間に於て「專賣事業は士族の商法なり」と嘲笑せるに對しては反省の必要がある。

### 第四章 地方稅系統

地方團體には僅少なる人稅(戸數割又は特別所得稅の如き)と物稅(特別地稅、營業稅、雜種稅の如き)とを留保し、不足分は地方財政調整基金よりの交付金にて之を補ふべし。

以上は税制改革に關し筆者の抱いてゐた私案であるが決して筆者の獨占物でなかつた。官界政界はもとより、學界に於ても支配的となつてゐた意見は大體に於て筆者の私案と一致してゐたのである。かゝる平凡なる私案の實行出來なかつた處に當時の社會の弱點が存してゐた。私案の中の第一案根本的税制整理が出來ないまでも、第二案中間的税制整理か、せめては第三案一部の税制整理でもよいから高橋財政の下に實現せられてゐたならば如何程人心を安定させたか知れないのであつた。

### 第三 馬場税制と結城税制

一 二・二六事件直後に岡田内閣が倒れて廣田内閣が成立し、馬場大藏大臣は懸案たる税制改革を斷行せんとしたのである。庶政一新の聲高き當時として第三案の一部的税制整理はもとより問題とならず、第二案の中間的税制整理も微温に過ぎ、第一案の根本的税制整理のみが日本財政を救ふ唯一の道であつた。特に重要な問題は内務省地方局で唱えてゐる地方財政調整交付金である。農山漁村の人と富とが大都會に集中し過ぎる事が我社會の弱點であり、其趨勢に一層の拍車をかけるものとして、農山漁村の租税負擔が不相當に重い事を擧げる事が出來るのであつて、地方財政調整交付金制度の確立こそ、此の方面を是正する唯一の財政的方策である。かくて農山漁村はこの制度に大なる期待をかけ、各政黨は競つて之を支持したのである。國家財政が經常的不足を告げてゐる際に、更に地方財政調整交付金のために恒久財源を捻出せねばならぬ事となつた事が、税制改革を一層根本的たらしめたのである。昭和十二年一月二十一日に、政府は第七十回帝國議會衆議院に三十二件の税法關係法律案

を提出し、税制改革の輪廓を明らかにしたのである。その中で二十一件（所得税法中改正法律案、大正九年法律第十二號中改正法律案、地租法中改正法律案、營業收益税法中改正法律案、資本金子税法中改正法律案、相續税法中改正法律案、鑛業税法中改正法律案、酒造組合法中改正法律案、砂糖消費税法中改正法律案、煉乳原料砂糖戻税法中改正法律案、輸出菓子糖果原料砂糖戻税法中改正法律案、織物消費税法中改正法律案、明治四十四年法律第四十五號中改正法律案、大正九年法律第五十一號中改正法律案、取引所税法中改正法律案、登録税法中改正法律案、印紙税法中改正法律案、明治四十年法律第二十一號中改正法律案、關稅定率法中改正法律案、大正十四年法律第五十一號中改正法律案、銑鐵の輸入税免除に關する法律案）は現行法の改正であり、更に十一件（家屋税法案、財産税法案、外貨債特別税法案、酒税法案、揮發油税法案、取引税法案、有價證券移轉税法案、複關稅定率法案、外國貿易統計税法案、輸出統制税法案、地方税法案）は新稅の創設に屬するものである。此等の法律案を基礎として、馬場稅制の特徴を要約すれば次の如くである。

第一に、馬場稅制は昭和十二年度に國稅に於て四億六千萬圓増稅し、地方稅に於て二億二千萬圓減稅し、國家財政について見るに、差引き二億四千萬圓といふ經常財源を租稅に求めたのである。尙平年度に入れば、國稅の増稅六億五千萬圓、地方稅の減稅三億圓、差引き三億五千萬圓の經常財源が浮いてくる計畫である。經常費を經常收入により支辨せんとする精神の現れであつて、從來の公債萬能主義の態度を改めたわけである。

第二に、國稅制度の根本的改革であるが、増稅新稅と減稅廢稅とが交錯してゐる。地方稅制をも取入れると次の如き表を得たのである。

## 昭和の税制改革

### 増税 新税

- 一、所得税（税率の引上げ、國債利子課税、第二種所得の源泉課税廢止、株式所得の四割控除廢止、第三種所得の課税最低限の引下げ）
  - 外貨債特別税（新設）
  - 住民税（新設）
- 二、營業收益税（税率の多少の引上げ）
  - 取引所營業税、鑛業税（税率の多少の引上げ）
  - 資本利子税（税率の引上げ）
  - 家屋税（昭和十三年度より國税として新設）
- 三、相續税（税率の引上げ）
  - 財産税（新設、但し個人財産税は昭和十三年度より）
- 四、印紙税（税率の引上げ）
  - 取引所取引税（税率の引上げ）
  - 有價證券移轉税（新設）
  - 取引税（新設）
- 五、酒税（清酒に庫出從價税を採用、税率の引上げ）（統一的租税を新設）
  - 織物消費税（税率の引上げ）
  - 砂糖消費税（税の引上げ）
  - 揮發油税（新設）
- 六、關稅（輸入税率の改訂及び輸入税免除制度）
  - 輸出統制税（新設）
  - 外國貿易統計税（新設）

### 廢税 減税

- 一、所得税（第二種所得の源泉課税廢止、附加税を五割より三割に引下げ）
  - 戸數割（廢止）
- 二、營業收益税（個人の課税最低限の引上げ、附加税を十三割に限る）
  - 營業税、段別税、不動産取得税等（税率の引下げ）
  - 家屋税（昭和十三年度より地方税として廢止）
- 三、相續税（家族事情考慮、不動産を主とする相續財産に對し年賦延納期間の延長）
- 四、登録税（不動産につき税率の引下げ）
- 五、酒造税、麥酒税等（廢止）
- 六、關稅（輸入税率の改訂及び輸入税免除制度）

第三は、中央財政地方財政に通ずる税制の根本的改革である。即ち、(一)家屋税の本税を道府縣より國へ移管する。(二)所得税に對しては道府縣のみが本税一割の附加税を課す。(三)戸數割を全廢し、市町村はその代りに住民税を徴收す。(四)雜種税を整理する。(五)地租、家屋税、營業收益税の附加税を道府縣に於ては本税の七割とし、市町村に於ては本税の六割とす。(六)地方財政調整交付金の制度を確立し、市町村立尋常小學校教員俸給額は道府縣の負擔とす。而して道府縣への交付金の財源は、所得税の二割と資本利子税の全額とに仰ぎ、市町村への交付金は地租家屋税(徴收地還付主義)と營業收益税(基準分配主義)とよりなる。民政黨の唱えてゐた義務教育費全額國庫負擔と、政友會の主張した兩税委讓問題と、内務省地方局の地方財政調整交付金との三つの考へ方を調和したものである。

個々の點については、筆者は意見を異にする處が少くないが、大體に於て共鳴するのである。税制改革を以て豫算の辻褃を合せばよいといふならば別問題として、苟しくも國民負擔の均衡を必要と信する以上は、必ずやこの種の根本的改革に進まねばならぬ。

二 昭和十二年一月二十一日の突發的事件により廣田内閣が倒れたが、林内閣の成立するや、結城大藏大臣が税制改革に手を染めたのである。然し何分にも二十數日の休會の後でもあり、根本的税制改革は之を將來にゆずり應急的處置を採つたのである。即ち政府は、第七十回帝國議會衆議院に一月二十一日に提出したる三十數件の税法關係案を撤回すると共に、二月十五日に新たに税法案(臨時租税増徴法案、法人資本税法案、外貨債特別税法案、揮發油税法案、有價證券移轉税法案、明治四十年法律第二十一號中改正法律案、關稅定率法中改正法律案、昭

和七年法律第四號中改正法律案、大正十四年法律第五十一號中鐵の輸入税免除に關する法律案、輸出統制税法案を提出した。此等の法案の中で最も注目すべきは臨時租税増徴法案であつて恰も日露戰爭當時の非常特別税法の如く廣汎なる租税の増徴を單行法の中に納めてゐる。即ち所得税、營業收益税、資本利子税、相續税、鑛産税、酒税、砂糖消費税、取引所税、臨時利得税の九種にわたる増税を含んでゐたが、殆んどそのままに議會を通過した。新税としては法人資本税法案と外貨債特別税法案と揮發油税法案と有價證券移轉税法案と輸出統制税法案とがあつたが、最後のものは遂に審議未了で葬り去られたのである。馬場税制の例にならひ結城税制を次の三項に分ち説明する。

第一に、經常部赤字克服に増税の手段を選んだ事については、結城税制は相當の努力を拂つてゐる。原案は國税に於て二億九千二百十萬圓を増税し、地方税に於て七千萬圓減じ、結局二億二千萬圓と云ふ馬場税制と大差なき經常財源を齎らす筈であつた。然るに衆議院の修正により、地方財政調整交付金を三千萬圓増加し、その財源を公債に求め、更に輸出統制税が議會を通過しなくなつた爲めに、恒久財源の捻出額が相當減じたのである。本年度限りの應急處置としては已むを得なかつたか知れないが、明年度よりは考へ直す必要がある。

第二は國税の改革であるが、主として増徴に重きをおき、負擔均衡の點も多少は考慮せられてゐる。臨時租税増徴法による改革と新税とを分つと次の如くである。尙結城税制に於ては新増税ばかりであつて、廢減税は不動産を主とする相續財産に對して相續税の年賦延納期間を延長した外は殆んど行はれなかつたのである。

臨時租稅增徴法による改正

- 一、所得稅（稅率の引上げ、配當金四割控除を二割控除とす、國債利子に課稅）
- 二、營業收益稅（法人の稅率を引上げ）
- 三、資本利子稅（稅率の引上げ）
- 四、相續稅（稅率の引上げ）
- 五、鑛產稅（稅率の引上げ）
- 六、酒造稅、麥酒稅、酒精及び酒精含有飲料稅（稅率の引上げ）
- 七、砂糖消費稅（稅率の引上げ）
- 八、取引所稅（稅率の引上げ）
- 九、臨時利得稅（稅率の引上げ）

其他の改正

- 一、法人資本稅（新設）
- 二、外貨債特別稅（新設）
- 三、揮發油稅（新設）
- 四、有價證券移轉稅（新設）
- 五、關稅（稅率の改正）

馬場稅制に比し、結城稅制は凡て消極的の様であるが、臨時利得稅を増徴した點に於ては正反對である。

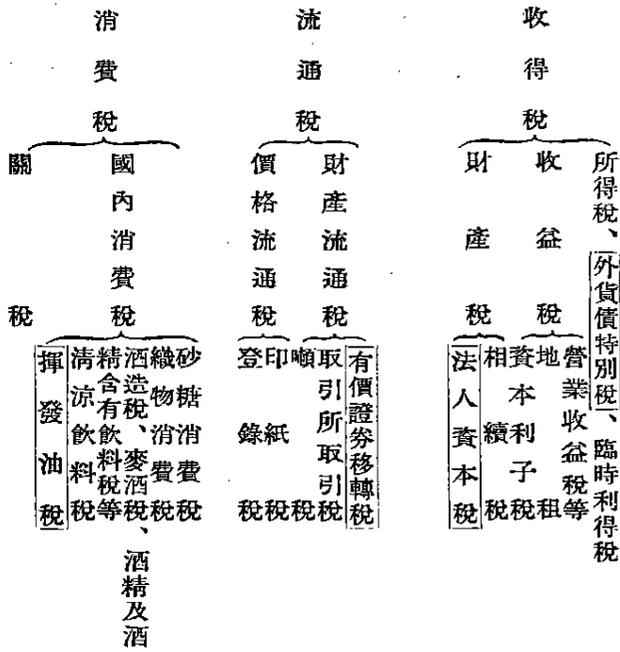
第三に、中央財政と地方財政とに通ずる稅制の根本的改革は、之を行はなかつたのであるが、然し、農山漁村の現状を察し、暫定措置として七千萬圓程度の地方財政調査交付金を支出し、地方稅中で負擔の特に過重と見られる地租附加稅、戸數割、雜種稅等の輕減をはからんとしたのである。然るに衆議院の希望に鑑み、追加豫算に地方財政調整交付金として更に三千万圓を計上し、結局一億圓としたのである。而して地方稅制度そのものに關しては一切手をふれず、後日の問題に残したのである。

結城大藏大臣の議會演說にある如く、臨時應急策として、現行法を基礎とする臨時租稅增徴法を立案すると共に、馬場稅制中の新稅の中で實施を適當と認めたものを取入れ、増稅案を作製したのであつた。

三 馬場税制と結城税制とは單純に之を比較出來ない。蓋し、前者は、二・二六事件以後の庶政一新の氣分を負ふて立てる根本的改革であり、後者は、議會開會中に成立したる内閣が、餘裕なき日時の間に行ひたる應急的改革である。結果より見て、馬場税制と結城税制と比較すると、次の表を得る事が出来る。

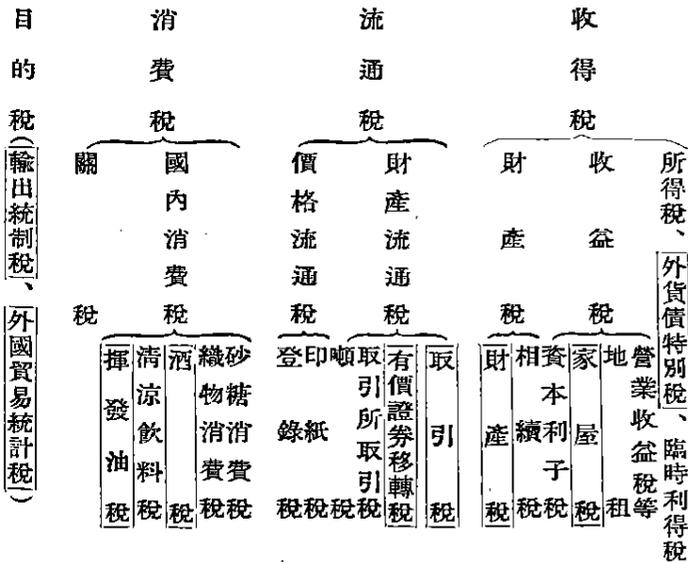
結城税制 (□は新税)

一、國税體系

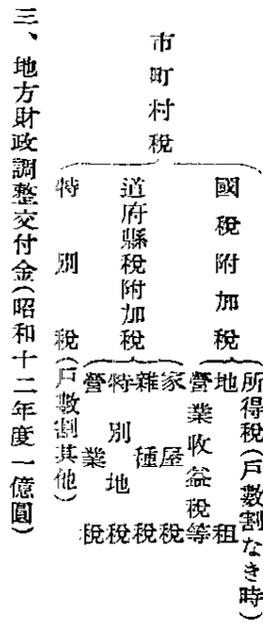
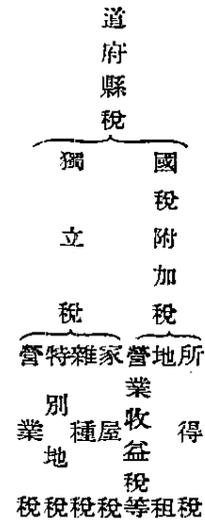


馬場税制案 (□は新税)

一、國税體系

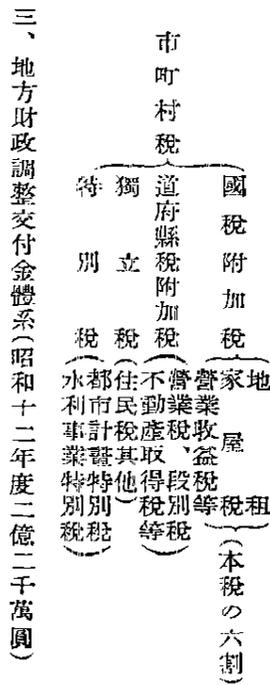
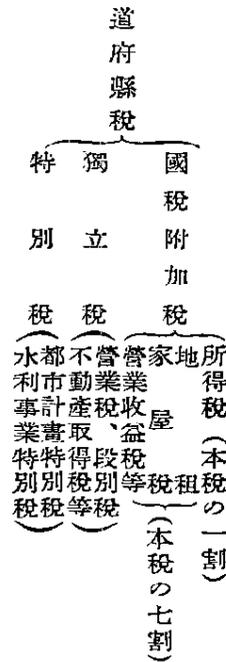


二、地方税體系

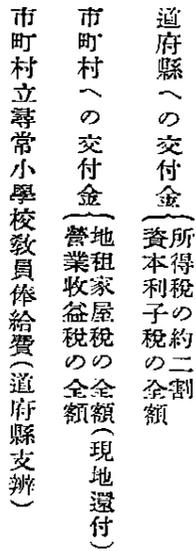


三、地方財政調整交付金(昭和十二年度一億圓)

二、地方税體系



三、地方財政調整交付金體系(昭和十二年度二億二千萬圓)



本表を見て、第一に氣付く事は、國稅體系の新稅については、結城稅制にも馬場稅制にも類似した點の存してゐる事である。家屋稅の中央移管と個人財産稅の新設とは昭和十二年度の問題でないから之を除くと、新稅として外貨債特別稅、法人資本稅(馬場稅制の法人財産稅)、有價證券移轉稅、揮發油稅が共通し、取引稅と酒稅と輸出統制稅と外國貿易統計稅とが、結城稅制に省かれてゐる。然し、殘されたる問題即ち取引稅を我が稅制に新た

に加ふべきや否や、酒類につき統一的税法を設くべきや否やが恰も争はるべき點であり、更に、第二種所得の源泉課税が綜合課税かの點に重大なる立場の相違が見受けられるのである。

次に、地方税體系と地方財政調整交付金體系とについて見るに、國税體系以上に結城税制は馬場税制と異つてゐる。地方團體當局の立場よりせば、從來より有してゐた獨立財源を成るべく失はない様にすると共に、國家より成るべく餘計の交付金を受け度いのが人情である。馬場税制は、一方に二億二千萬圓といふ巨額の交付金を與へると共に、他方には不合理なる地方税制度を根本的に改革するといふ交換條件を、法律の上に定めんとしたのである。結城税制の支出する交付金は一億圓に過ぎないのであるが、地方税制の根本的改革には一切手をふれず、地方團體に與へるだけで、地方團體に要求する處が少いのである。地方税制を改革するといふ前提なくして、單に地方財政調整交付金を地方團體に與へるといふ事は、金額の如何を問はず喜ぶべき事ではない。中には地方制度を先づ改め、然る後に地方財政を改革すべしといふ議論を立てゝゐる人があるが、それは平時にあつては恐らく夢であらう。寧ろ逆に地方税制の立直しが、地方制度の改革を促す事となるのである。結城税制も地方制度と地方税制との順序論に迷ふ事なく、卒直に地方税制の改革に進むべきである。

#### 第四 昭和の税制改革の斷行

以上、高橋財政末期に於て官界、政界、學界に行はれたる税制改革の公式論を私案の形で示し、次に馬場税制を論じ、更に結城税制に移つたのである。高橋財政末期の公式論は、二・二六事件以後の今日に於ても相當の適

用性を有してゐるのである。勿論、この公式論を社會情勢經濟情勢の如何に關せず、文字通りに適用すべしと云ふのではない。然し同時に、目前の便宜主義に捕へられ、この公式論を無視して、時代錯誤の租稅政策を強行する事は慎むべきである。茲に公式論の存在理由がある。而して馬場稅制は、第一案の根本的稅制整理を志し、結城稅制は暫定的に、第二案の中間的稅制整理と、第三案の一部的稅制整理との間を歩んだのである。

我國が要望してゐる稅制改革は、二つのテストに合格せねばならぬ。一つは増稅を行つて經常部赤字を克服する事であり、他は負擔の均衡を保つ事である。第一の經常部赤字を克服する點に於ては、馬場稅制も結城稅制も程度の差こそあれ、いづれもテストに合格してゐる。第二の負擔の均衡の點については、馬場稅制に比し結城稅制は非常に消極的である。現に第七十回帝國議會の臨時租稅增徵法案外五件の委員會を見るに、衆議院は

「一、臨時租稅增徵法の適用を昭和十二年度に限定し政府は速に官民より成る權威ある調査會を設け中央地方を通ずる根本的稅制改革を行ひ特に直接稅間接稅の調整を圖るべし

二、稅制改革に當り營業收益稅及自作農地の地租免稅點を適當に引上ぐべし

三、第三種所得稅の決定に際しては負債の利子は其の原因の如何を問はず總て所得金額中より控除すべし

四、相續稅に不動産の物納制度を認むべし

五、揮發油稅の收入を財源としてその中より相當額を道路改良費に充て且地方稅中營業用自動車稅の輕減を圖るべし

六、政府は租稅の賦課徵收に當り嚴に職權の濫用を慎み苟も苛察に互らざる様注意すべし」

の六ヶ條の附帶決議をなし、更に貴族院に於ても希望決議として

「臨時租税増徴法の施行は昭和十二年度限り之を止め中央地方を通ずる税制改正案を次の通常議會に提出すべし  
租税の徴收に當りては税務官吏に特に訓戒を加へ苛斂誅求の弊に陥らざる事を期すべし」

を定めてゐる程である。衆議院の附帶決議の一部分に對しては、筆者は意見を異にしてゐるが、中央財政、地方財政に通ずる税制の根本的改革を、昭和十三年度に必ず斷行すべしといふ點については、附帶決議とも希望決議とも全く意見を同じくしてゐる。結城大藏大臣が第二の負擔均衡のテストにも合格せられたものである。

根本的税制改革を行ふには、單に權力關係のみ重視する事なく、財政理論上より納得出来る様にせねばならぬ。これには外國の立法例と日本獨特の國情とを斟酌する必要がある。相續税の税率を引上げ乍ら第二種所得税に於て源泉課税主義を採つてよいものであらうか、有價證券移轉税と取引税とは財産流通税の體系の中に如何なる關係を保つべきか、今回の個人財産税と臨時財政經濟調査會が採用した第一案と如何に違ふのか、酒税の根本的改革を行ふ必要なきや、條文と實際とが全く離れてゐる戸數割を何故に固守するのか、賃貸價格と課率とに不公平を示してゐる家屋税を現状のままにして置かねばならないものか、地方自治の美名の下に地方税の負擔の不均衝（直接國税一圓に對し地方税の占むる額が都市に於ては一圓、町村に於ては三圓五十錢）を維持する必要があるのか、此等の問題は白紙に返つて再検討せねばならぬ。昭和の税制改革は只今進行中であり、完成すれば庶政一新の最も重要な題目とならう。財政理論と調和し、且つ實際界にも適用したる税制改革が行はれると、日本の社會情勢經濟情勢が明るくなり、以て關係當局が多年にわたり苦心して拂つた努力も報いられるのである。